

自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組(事業者向け)

1 自転車を事業(公務含む)で利用するときは

(1) 自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努める

○「自転車の安全で適正な利用に必要な措置」の例

走行前点検の励行、ヘルメット着用の励行、自社における交通事故事例の把握・分析、交通事故情報をもとにした安全な走行方法・ルート等の検討等

(2) 点検整備等の実施

- ・ 自転車の定期的な点検、必要な整備に努める
- ・ 自転車の両側面に反射材を着用する等の交通安全対策に努める
- ・ 自転車を駐車するときは鍵をかける等の防犯対策に努める

(3) 自転車の安全で適正な利用に関する教育等の実施

自転車を利用する者(従業員や職員等の他、自転車の貸出しの事業を行う場合はその自転車を借り受ける者を含む)に対し、自転車の交通ルール等について教育又は啓発を行うよう努める。

○「自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発」の例

教育: 実践を交えた自転車交通安全教室、座学の研修、資料等を用いた学習等

啓発: ちらしの配布、ポスターの掲示、構内放送等による広報

(4) 乗車用ヘルメットの着用及び着用促進

- ・ 自転車を利用する従業員や職員等に、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。
- ・ 自転車の貸出しの事業を行う場合は、その自転車を借り受ける者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促進するための情報の提供、助言その他必要な措置を行う。

○「ヘルメットの着用を促進するための情報の提供、助言」の例

ヘルメットの正しい着用方法、正しく着用すると頭部保護に有効であること等

(5) 自転車損害賠償責任保険等への加入及び加入促進

- ・ 自転車損害賠償責任保険に加入しなければならない。

2021年10月1日から

2 自転車通勤者がいるときは

(1) 自転車の安全で適正な利用に関する教育等の実施

自転車通勤者に対し、自転車の交通ルール等について教育又は啓発を行うよう努める。

(2) 乗車用ヘルメットの着用及び着用促進

自転車通勤者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促進するための情報の提供、助言その他必要な措置を行う。

(3) 自転車損害賠償責任保険等への加入及び加入促進

自転車通勤者に対し、自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうか確認するよう努める。確認できないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供を行うよう努める。

2021年10月1日から